

# 十三、寺社と信仰

## 彌陀山福満寺

### 明覚院年譜

一〇一七年(寛仁元年) 源 信 当寺開基源信六月

一〇日寂、当寺開基不分明或云慧心僧都開基也(慧心院源信僧都寛仁元年六月一〇日寂仁王六一代後一條院)

一四九〇年(延徳二年) 一二月二〇日明覚院火災に罹

り書類悉く、烏有に帰す

一五〇四年(文亀四年) 文亀以前の棟札等は腐朽し、

文亀四年再び造営す

一五六四年(永禄七年) 円 乘 一二月一五日石崎

熊野権現宮再興 別当明覚院権大僧都円乘

一五六八年(永禄十一年) 宥 雅 一〇月明覚院住

職 文禄元年三月一三日寂

一五九五年(文禄四年) 円 永 一二月本堂再建

寛永一六年二月四日寂

一六四一年(寛永一八年) 円 了 九月石崎熊野権

現宮再造営 岩田寺一三世源清別当明覚院円了

一六五八年(万治元年) 円 了 一月三日利根八

幡宮造立 岩田寺一五世源明別当明覚院円了

一六六九年(寛文九年) 円 了 一月八日香木原山神宮再建 岩田寺一六世源勝別当明覚院円了 寛文一〇年七月六日寂

一六七〇年(寛文一〇年) 源 乘 七月明覚院住職

となる(寛文六年泉滝寺御朱印三世源道上人の弟子となる二一才)

延宝七年八月源道上人市原郡府中村秋蔵院に転任したため 明覚院から転任泉滝寺御朱印四世となる。

正徳三年四月一三日新朱開基法流第一世となる。享保元年九月一二日七〇才寂

一六七八年(延宝七年) 宥 傳 八月明覚院住職となる。元禄五年五月峯上千手院に転任、後成

願寺二八世住職となる。元禄一二年一月二六日寂

一六九二年（元禄五年） 訪 円 明覚院住職となる。

元禄一五年五月岩田寺二〇世となる。元禄一六年九月一三日虚空蔵尊再興。正徳三年成願寺住法。正徳五年三月二五日寂四三才。笹野村久左衛門（元名主）子息

一七〇二年（元禄一五年） 源 了 五月明覚院住職

訪円の資元禄一六年香木原山神宮建立岩田寺二〇世訪円代

宝永四年一月香木原愛宕大権現鳥居建立岩田寺二〇世訪円代。宝永四年一二月高水不動堂建立岩田寺二〇世訪円代。享保元年九月泉滝寺転任法流二世。一七五〇年一二月二二日寂 俗姓草川原榎本氏

一七二六年（享保元年） 円 諄 九月宝蔵寺から入院住職となる。一六八四年円詮師の嫡弟として生まれる。利根本吉氏の養子となつたらしいが年代不明。享保六年九月一五日先住訪円

大和尚が鎌倉鶴岡八幡を勧請し当山の鎮守となし八幡山麓を開拓し殿堂庫裡再建す。一七二二年明覚院境内に退隠す。一七三一年寂四十八才。

一七三二年（享保七年） 宥 演（円 智） 東福寺から入院住職となる。一七三三年蔵福寺へ転任。一七五〇年寂

一七三三年（享保八年） 尔 応 周准郡子安村産。

一七二四年峯上千手院に転住。一七二五年岩田寺二三世。一七四四年成願寺へ転住。一七四九年寂

一七二四年（享保九年） 円 乳 字意周房。円諄の嫡弟。一二月入院住職となる。一七三二年地蔵尊安置。一七五八年大梵鐘、鐘楼室、宝篋塔建立。一七六〇年三月境内に退隠。一七八三年五月二四日寂八三才。俗姓香木原鈴木氏。

一七二八年（享保一三年） 運 応 一〇月一〇日寂。円乳の資

一七六〇年（宝暦一〇年） 傳 良 笹村鶴岡賀右衛門の子。字慶運房。四月一九日吉祥寺から入院住職。一七七一年九月一四日寂

一七七一年（明和八年） 東 阿 岩田寺兼務住職。（別記）

一七七八年（安永七年） 典 阿 五月滝泉寺から入院住職。東阿の嫡弟。俗姓笹坂下相川氏。一七七九年九月一六日岩田寺東阿大阿闍梨から法流伝授。明覚院法流第一世。

法流伝授。明覚院法流第一世。

(一七八一年典阿の資 海信寂)

一七八二年(天明二年) 七月一日笹山神社

官位元祖

一七八三年(天明三年) 明覚院色衣格元祖

一七九〇年岩田寺昇進二九世住職となる。

一七九七年一月五日夜丑の刻安然として円寂

す五七才

一七八三年(天明三年) 九月二八日 明覚院末寺格とな

る。

一七九〇年(寛政二年) 宝幢 三月入院住職となる。

明覚院法流第二世となる。一七五八年に鑄造

した大梵鐘が風雨の難にあつて破裂したため、

岩田寺第二七世法印憲英の師匠元苗師の生家

先祖代々の菩提所であるため、元苗師の遺財

で改鑄するようにとの遺言によつて鶴田定七

が元苗師の遺財で改鑄す。一七九五年一月

二六日開眼供養す。

一七九七年岩田寺へ昇進第三〇世となる。

一八二三年一月二三日朝柄光明寺に退隠す。

一八三四年光明寺にて寂す七五才。俗姓畑宿

原村森氏。

一七九八年(寛政一〇年) 智禅 笹鶴岡鴨右衛門の

子、字玄明房。二月九日明覚院住職法流第三

世。一七七四年一一才で出家。一七八〇年普

門院住職(一七才)。一七九三年円盛院住職。

一八一六年百万遍供養塔建立。一八二三年岩

田寺住職となる。一八二九年一月五日吉祥

寺へ休隠六六才。一八三四年八月一七日寂七

一才。

一八二三年(文政六年) 聖禅 一月入院住職。一

八二七年六月七日寂。

一八二七年(文政一〇年) 円阿 六月入院住職。

一八三三年泉滝寺へ転住。利根高橋長左衛門

三男。

一八三三年(天保四年) 文慶 一〇月入院住職。

一八三四年七月二日日本堂・庫裡・経庫焼失。

一八四一年(天保一二年) 九月再建。現本堂

これなり。一八四九年一月二六日寂。川俣

鶴田産

一八四九年(嘉永二年) 彦雅 二月八日入院住

職。一八三二年滝泉寺。一八四五年幸田寺。

一八五四年泉滝寺転住。一八五六年朝柄光明

寺へ退隠す。一八七五年寂六一才。笹片倉本

吉甚兵衛叔父。

一八五四年(嘉永七年) 心阿 三月一三日幸田寺

から入院住職。一八五六年五月七日まで幸田

寺兼務。一八六四年岩田寺へ昇進第三五世。

一八六八年一月八日寂。外ヶ野鈴木治兵衛衛。

一八六四年（元治元年） 憲 証 一二月三日藏福寺

から入院住職。一八六九年泉滝寺転住。一八

八三年岩田寺住職。一八八四年一月二十九日

寂七五才。

一八七〇年（明治三年） 宝 龍 円盛院住職である

が明治一〇年三月まで兼務。明治三年一月

六日円盛院類焼のため同年一二月明覚院へ転

居し明治九年三月まで居住。

一八七七年（明治一〇年） 弘 海 九月五日藏福寺

から入院住職。一八七九年本堂・庫裡焼失。

一八八〇年本堂再建。一八八四年鐘楼再建。

一九〇二年八月九日寂六四才。

一九〇三年（明治三六年） 秀 弘 三月一日円盛院

から入院住職。一九一四年七月二三日住職辞

任。

一九一四年（大正三年） 宝 範 岩田寺住職である

が七月二三日から一九二二年九月八日まで明

覚院兼務。

一九二二年（大正一〇年） 宝 懂 九月八日円藏寺

から入院住職。一九三六年三月山門改築。一

九四〇年五月庫裡改築。一九四三年梵鐘供出。

一九五〇年梵鐘復元。一九六〇年七月七日寂  
六一才。

一九六〇年（昭和三五年） 佑雄一〇月一四日住職。宝懂長男。

一九六一年一月本堂屋根葺替（亜鉛葺）。

一九六二年住職辞任。

一九六二年（昭和三七年） 顕 英 円盛院から入院

住職。一九三一年岩田寺にて得度（一三才）。

一九七四年五月本堂屋根葺替（瓦葺）。一九

七五年庫裡屋根葺替（亜鉛）。一九七六年参

道一部舗装、水道工事完成。

### 上総国笹村明覚院鐘銘並序

蓋聞吞舟之魚不游枝流黄鐘大呂不可從煩秦之舞何則其音  
疎也

疎者○大也其音大而達是故摩訶迦葉住○於頂○銅捷槌是  
声傳迦葉語遍三千界非唯遍之遠音音傳其語則晝吼晚叫真  
是佛陀之妙法音也

無昼無夜蕩三途八大之苦無遠無邇驚衆生愚想之夢凡佛国  
之風範衆○之宏制無先焉者越住持円乳募有縁之檀捨○  
工成奏造化功金龍新振頭角諸佛種子身面露現実是鵝王  
萬德毘盧法王之全身也

若○願鑄者不願施貨者不施者見者不見者聞者不聞者五逆  
者十惡者五戒者十善者讚歎者誹謗之族無尽○  
○無尽依正

等持聲明門同証無上菩提感喜佛○乃為銘日

○○已成 奏造化功 卓哉偉器  
極妙極工 自然音響 節操得中  
大不踰羽 小不至宮 落日咽雲  
殘月訴風 回長夜夢 脫冥府籠  
之功之德 億齡無窮

宝曆八年春壬正月

江府愛宕山現住前倉田明星院潭淨空脊志

古文書 (解説)

来ル九月廿日

當御所勅會の御灌頂は宮中に於て仰出被候

抑當御門室は嵯峨帝故宮恒寂親王御開祖之靈場

其後 後嵯峨帝 龜山帝御中興 後宇多帝大覚寺

法皇と称奉候 茲に以新古之学侶随喜格別之事に

候

勿論傳法灌頂は密家之要法中就

勅會は公郷 殿上人 勅使奉行職事等其外

地下 諸司 宮人多輩堂上庭儀之御作法諸山之

僧綱の參勤誠に嚴重無比之御礼に候

茲に因随分之報恩と存被 其門下孫末に及

信仰之諸檀越勧誘之上右御祝詞

申上被可候也

但し參賀之節懇願の寺院へは御法流相授被候事

嵯峨御所 五月一日

細川勘解由主典④ 野路井中務郷④

勢多出羽守④ 野路井成就院他行に依り

林 肥後守④ 井関大蔵郷④ 無

上総国望陀郡笹村

福満寺 明覚院

御房

(宮野中氏所蔵)

山神社

一、名 称 山神社 (以前は郷社正一位山神社)

一、所在地 千葉県君津市笹九九二ノ一番地

一、境内坪数 八百拾壹坪

一、境内地勢 旧龜山村の西部にあり、千葉一鴨川間島道に接し、小櫃川は東方を流れ（現在は龜山ダム）、本殿拝殿の中央に支流があり、その間に神橋を架設する。本殿は小丘の上に鎮座し丘の周囲は岩石怪巖崖鬼として聳立し、松杉等の老木其の上に鬱蒼として、昼猶暗く実に深山幽谷の奇境と称して過言でない。

一、本 殿 間口十二尺 奥行十尺

一、拜 殿 間口四間 奥行三間半

一、創立年月日 不詳 文龜四年二月七日再建

一、社 格 郷社（現在は社格の制なし）

一、祭 神 大山祇命、速須佐之男命、高皇産霊命、

稻耨魂命

一、氏 子 百五十戸

一、由 来 古老の言い伝えによると、本社創建は人皇第五十二代嵯峨天皇の御代 弘仁の昔、藤原氏の一族であった地頭本吉大炊輔某の祖先某藏人所の頭の任にあったが、勅命を奉じて各山国を巡視して、山村経営を指導しており、一族を率いて当地に参る。地勢が險悪であり、山賊が出没するし、森林には猛獸群棲して人影を見る時は直ちに襲い来て好餌とされた。従って住民は森林をおそれ、数里の里を選んで小屋を

つくり山林作業に従事した。

その際も五・六名で組を作り警戒につとめた。巡行の折、この地に来た本吉大炊輔の祖先某は住民の惨状とあまりの悲壮さを憐んで猛獸の殲滅につとめ、住民にも弓矢竹槍六尺棒などを持たせ、狩をすすめるなど自衛の策をとらせた。更に良民は山賊の討滅を神に祈願するために大山祇命の神霊を奉祀した。山林経営も以後無事継続した。後日須佐之男命 高皇産霊命 稻耨蒼魂命を合祀する。

大炊輔祖先は、あらゆる辛酸をつくして漸くその任務を完了したので一族をこの地に留めて上落し、その由を上奏された。後日勅命を奉じて社を笹村字奥尾崎に建立され一族の産土神とした。

当時他に神社がなく、山林経営開拓が進むにつれ、本社末社が守護神として周囲の村々に祀られ敬神の思想が深められた。

明治維新に至るまで国有林を氏神の山と称し山神社の基本財産として自由に処理できたのは、山神社創立が勅命の縁故があったためと推察される。

延徳二年十一月二十日火災のため、拜殿、神庫、古書類一切を焼失すと伝えられ氏子も皆延焼罹災された。文龜四年二月七日、本吉大炊輔某祖先の遺志により本社再建となる。

△ 棟札に曰く

一、文龜四年二月七日 本社建替遷宮阿闍梨法印清祐畔  
蒜の庄龜山郷惣社笹村山神社 大擅那本吉大炊輔某と  
あり

△ 棟札に曰く

一、天文二十二年九月二十九日本社造宮遷宮導師権大僧  
都円智畔蒜庄龜山郷惣社笹村地頭本吉与七郎とある  
本吉大炊輔の一族今尚本地区に在住し本吉の姓を名  
乗る

△ 棟札に曰く

一、元禄十一年五月本社再建遷宮導師岩田寺法師源晴  
地頭酒井雅楽守代官柳原七郎兵衛笹村名主仁兵衛  
実に本社は 嵯峨帝勅願勸請の神社として其の由緒  
顯著なるを以て第百十八代光格天皇の天門二年七月十  
一日 正一位の位記宣下と共に別記の御宝物を御下賜  
された。

本社の祭典は古くより盛大に行われ、殊に天明三年  
九月造宮 位記御宣下以来は 龜山郷六十四か村の鎮  
守として毎年七月六日里神楽奉納の例祭と雨乞など臨  
時の祭典が年々行われた。

明治七年六月教頭省達第二十七号の取調べにより、

古社に列せられ、明治十七年三月二十二日郷社に昇進  
した。

### 山神社棟札 (一)

木、墨書 縦六二、七 横一四、三 厚一、八

(単位センチメートル)

(表)

上総州畔蒜庄龜山郷笹村惣社山神宮 奉再興所也

孫太郎 遜八 孫六

應日 永定 兵部公 岩見公 道祐  
房

平三三郎 太郎三郎

敬 助成衆祥源

三枝

彦四郎 順阿弥 孫三郎  
五郎大夫 同弥七 右  
馬四郎 太郎丞 三郎  
允 又六

祀諸佛救世者住於大神通為悅衆生故現無量神力 右

馬允 又二郎 合河清右衛尉 十郎丞 左近  
四郎

白 御遷宮清祐 清胤 鈴木則家 道仙

同□□大子 小工浄円 杣工

皆文亀肆年<sup>甲</sup> 式月七日 大檀那元吉大炊助某

大工五郎右衛門

奉再興

(裏)

右筆吉詳坊龍圓

### 山神社棟札(二)

木、墨書 縦四四、五 横一六、二 厚一、一

(単位センチメートル)

上総州畔蒜庄龜山郷沙村惣社山神社 当地頭本吉

与七郎 奉再興所也 同陰居道貴孫○

二郎さふ郎 まこせう

敬 助成衆太郎兵衛 馬二郎 五郎大夫

まこ兵へ 太郎さふ郎 同息五郎○

四郎○ 太郎○ 彦二郎

諸佛救世者住於天神通為悅衆生故現無量神力

まこさふ郎 平三さふ郎

白 御遷宮大僧都円智 さこのさふ郎

天文二十二年<sup>癸</sup> 及 菊月廿九日 大檀那須田新右衛門

同小工相左衛門

### 修法札(一)

木、墨書 縦五一、五 横一五、三 厚一、一

(単位センチメートル)

(表)

金剛藏王

□光

元龜三季<sup>壬</sup> 正中<sup>申</sup> 月<sup>中</sup>

童子

大先達

□藏権現

(裏)

主應性房

筆者 大光

|        |       |       |
|--------|-------|-------|
| 應藏房六度  | 應性房初度 | 應覚房初ト |
| 應範房四度  | 禅宗房初ト | 應澤房初ト |
| 應日房四度  | 應盛房初度 | 應養房初ト |
| 應澄房三ト  | 應満房三ト | 應善房初ト |
| 應山房三ト  | 應念房三ト | 應円房初ト |
| 應神房三ト  | 應竜房初度 | 應観房初ト |
| 大光房十二ト | 應旭房初ト | 應福房初ト |
| 應清房初度  | 應月房初度 | 應本房初ト |
|        |       | 應連房初ト |

都合廿五人



修法札 (一)

木、墨書 縦五六、〇 横一四、三 厚一、〇

(単位センチメートル)

(表)

|       |       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 大先達   | 〇〇房五度 | 雲〇〇〇〇 | 〇〇房二度 | 應滿房二度 |
| 應     | 〇房〇〇  | 應神房二度 | 應泉房二度 | 應秀房二度 |
| 禪秀房五度 | 禪願房〇度 | 禪月房二度 | 禪覺房二度 |       |
| 禪永房五度 | 禪鏡房二度 | 禪清房二度 | 禪玉房二度 |       |
| 禪順房五度 | 禪林房二度 | 禪滝房二度 | 禪主房二度 |       |
| 大先達   | 雲旭房四度 | 雲持房二度 | 雲〇房二度 | 雲〇房二度 |
| 〇〇現   | 雲南房四度 | 雲源房二度 | 雲〇房二度 | 雲〇房二度 |

|       |       |       |       |       |       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 應見房一ト | 應念房二度 | 應文房二度 | 禪宿房二度 | 禪力房二度 | 禪定房二度 | 禪深房二度 | 雲東房二度 | 雲蔵房二度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|

都 合 三 十 七 人

(裏)

干時 心経會主筆大光房〇〇

棟札 (木墨書) 縦四五、二 横一八、六

厚〇、八

(表)

代官佐久間惣次郎

聖主天中天 加陵頻伽声地主 藤原息駒房同龜子  
 禰田平治左衛門  
 引祀 奉祈再興天主并若宮之社頭一字

哀愍衆生者 我等今敬礼 細工之衆地引安内

大工 センスイタミ之助  
 長谷川右京助

小工 蔭田圓書助

(裏)

遷宮導師 岩田寺第九代住法印權大僧都円海

引天正六季 戌 寅 霜月二十八日 助成人 十人

文化三 丙 寅 天正月十四日当社依焼失旧記之以棟札写

明治三十九年四月勅令第九十六号により神饌幣帛料供進を得る神社に指定される

明治四十二年二月二十二日

豊田村社 熊野神社

豊田 無格社 山神社

豊田 無格社 八幡神社

川俣 村社 八坂神社

川俣 村社 高皇産靈神社

川俣 村社 山神社

川俣 無格社 稻荷神社

川俣 無格社 山神社

以上本社に合祀出願するに明治四十四年七月十一日許可され七月三十日合祀す

棟札——神楽——修法札

明応年間から龜山郷の地を拝領する領主は代々参拝し国家の安泰と五穀の豊作を祈願し寄進して神電の御加護を祈請してまいり、領主代々の祈願所であった。

明応六年三月里見安房守龜山郷の領主となつてからは、国家安穩の祈願所と定めて田八畝六歩を寄進したが維新の際取りあげられた。

文久年間当時笹豊田開墾工事を行った。その時領主大和守始め、農民一同竣工祈願をなす。竣工後年々五百石もの豊作で、これひとえに神靈の加護によるものと神恩に応え奉る為、絵額二面を奉納す。当時の費用百両に達したと伝えられる。

以来崇敬者一同にて氏神講と称する講を作り毎年新穀を奉納して神恩に報い続けて今日に至る。

一、境内神社

八坂神社 祭神速須佐之男命

安政元年六月創建

社殿 間口九尺 奥行二間（本殿）

一、口宣案与

上郷権大納言

天明二年七月十一日 宣旨

上総国望陀郡山神社

宣奉授正一位位記

藏人佐少辨 藤原永定

正一位位記宣下書写

山神社

右可正一位

中務惟正惟直可仰可尊靈驗忽如影響神德自

滿乾坤宣授榮 班式耀祠壇可依前件主者施行

天明二年七月十一日

二品行中 務鄉臣 織仁親王 宣

正四位下行中務大輔臣 藤原朝臣宣康 奉

正四位下行中務少輔臣藤原朝臣敬長 行

正二位行權大納言兼皇太后宮大夫臣 家孝

正二位行權大納言臣 信通

正二位行權大納言兼左近衛大將臣 政熙

正二位行權大納言兼右近衛大將臣 治孝

正二位行權大納言臣

正二位行權大納言臣

正二位行權大納言臣

正二位行權大納言臣

正二位行權大納言臣

正二位行權大納言臣

正二位行權中納言臣

正二位行權中納言臣

正二位行權中納言臣

正二位行權中納言臣

正二位行權中納言臣

正二位行權中納言臣

從二位行權中納言兼皇太后宮權大夫臣 前基

從二位行權中納言臣

從二位行權中納言臣

權中納言從三位臣

制書如右請奉

制附外施行謹言

天明二年七月十一日

制可

二位殿神宣狀写

宗源

神宣

正一位山神社

上総国 望陀郡

右筆跡以來被增一階既為極位神者 奉

神宣之啓狀如件

天明二年七月十一日 神

敬徽 敬徽

神祇道管領勾當長上正二位部

賴延

維天明二歲次壬寅七月十一日丙午上総国望陀郡仁

鎮座須掛卷毛畏伎正一位山神社末社諸神乃廣前仁

恐美恐美毛申佐久夫文龜乃古昔垂跡給弓与利神光

益大仁靈驗又朗奈利與仁別当明覚院典阿産子等止

共仁神位乎上奉羅牟事乎願耳今遠自来奉神祇管

領卜部良延仁告故願乃隨仁達天聽頓仁正一位乃御

位記乎授奉礼利尊神乃御心満足志女給羅牟此状乎

平介久安介久所聞食賜比豆彌天下泰平社頭康榮宝

祚長久国豊仁民富別当産子等安寧仁有之免牟事乎

夜乃守里日乃守仁守護幸給倍止恐美毛申寿

月日辰時從四位下行大外記兼掃部頭中原朝臣師資  
佐中辨 賴頼

攝政從一位朝臣

太政大臣 闕

從一位行左大臣朝臣

從一位行右大臣朝臣

從一位行内大臣朝臣

式部郷 闕

正三位行右大臣兼式部大輔

參議從三位行左大辨篤長

奉

制書如右符到奉行

從四位上行式部權少輔義連



大録  
少録  
少録

天明二年七月十一日

一、菊御紋附釣桃燈寄附証写

其院鎮守

山神社宝前江菊御紋附釣桃燈二張御寄附候間

司有嚴重所有者也

嵯峨御所

天明二年 野路井 近江守 ○

八月二日 勢名 因幡守 ○

野路井 治部郷 ○

上総国望陀郡

笹村福満寺

明覚院

一、宝物

(一) 金幣 長サ二尺五寸 壹個

天明二年七月十一日宣下ノ節御下賜

(二) 書 壹幅

紙地緒表具神号神祇管領卜部朝臣良延筆

(三) 画 参幅

紙地緒表具三種神器筆者不詳

(四) 扁額 縦四尺・横三尺五寸 壹個

神祇管領卜部朝臣良延神号天明二年

京都寺町松原上ル町額師利兵衛

一、最近における施設及び設備等

(一) 神橋架設 昭和五十三年龜山ダム建設にともない

完成

施行者 千葉県工業用水局小櫃川総合開発

(二) 旗幟購入 昭和五十四年八月 拾九万五千円也

(三) 神輿修理 昭和五十四年 四拾万八千円也

(四) 奥殿新築 昭和五十五年 建設費百五拾万円也

附帯工事費 五万四千円也

昭和五十五年十一月二十三日落成祝を

なす

神 楽

神楽組合契約誌

龜山村第五番組神楽組合ハ明治二十一年度ニ於テ村会ノ決議ニ依リ 笹及豊田・香木原ノ三区ヲ以テ組織セラレタルニ付 当組合ハ茲ニ新タニ契約ヲ設ケ 以下數項揚ゲテ約束ヲ履行スベシ

一、龜山村村社郷社山神社及同村龜山神社及松丘村郷社大原神社ノ例祭ニハ祈念ノ為メ 当組合ハ 新タニ年番ヲ定メ神楽奉納ヲ勤メ可キ事

二、年番ヲ勤ムル順序ハ 初年即チ廿九年度ハ笹区ニテ次年即チ三十年度ハ豊田区ニテ 三十一年度及三十二年度ハ笹区ニテ 三十三年度ハ香木原区ニテ勤ムル如ク永ク此例ニ準拠シテ滄盟ス可ラザル事

三、休暇年番区ヨリハ 毎年一戸ニ付 金拾弍匁醗集シ以テ年番区ノ費用ヲ補助スベキコト

四、第一項ノ例祭ニ際シ 携帯スベキ当組合ノ標幟及ビ神楽宮及附属物一切ハ当分ノ内笹区所有ノ物ヲ貸渡スベシ

尤該物件ヲ破損スル時ハ 其ノ所有区ニ損害賠償ス

ベキコト

五、若シ組合中ノ一区ガ 滙盟スル時ハ合議會ヲ開キテ  
其ノ怠慢ヲ詰責スベキコト

右ノ約款ハ毎戸民ノ旨諾ヲ経テ 現任各区長之ガ代表  
者トナリ該契約書四通ヲ作り互ニ署名捺印シテ各一通  
ヲ受領スルモノナリ

明治二十九年七月二十三日

- 望陀郡龜山村笹区長 野村 啓造
- 全村 笹第二区長 本吉 幾平
- 全村 豊田区长 座間熊次郎
- 全村 香木原区长 鈴木 次郎
- 全村香木原区长代理者 鈴木 半吉

契約書

明治二十九年七月二十三日付神楽組合契約ノ儀 笹

豊田 香木原協議ノ上 想定メ候ニ付テハ 笹 香木原  
ノ両区ハ今般交渉ノ上 左ノ各項ヲ契約致置候

一、神楽組合契約書第二項ニ対シ 香木原区ノ勤務年番  
ニ該当スル時ハ笹区ニテ神楽奉納ヲ勤メ 而モ夫レニ  
関スル一切ノ事ヲ逃辨可致候

二、前項ノ勤務ヲ笹区ニテ実行スル時ハ香木原区ヨリハ  
組合本証ニ掲クル笹区鎮座山神社及ビ他ノ両神社ニ毎  
戸民拝礼ニ出頭可致 亦香木原区ヨリ代勤補助費トシ

テ 金参円ヲ笹区へ支出可致候

三、第一項ノ負担ヲ笹区ニテ勤ムルモ香木原区ヨリ第二  
項ノ義務ヲ怠ル時ハ笹区ヨリ時々相当ノ請求ヲナスベ  
シ

右契約證ハ両区长ノ肯諾ヲ経テ現任両区长代表者ト  
ナリ署名調印ノ上 二通ヲ作り 各一通ヲ受領スルモ  
ノ也

明治三十一年七月十七日

- 君津郡龜山村笹区長 野村 啓造
- 全郡全村香木原区长 鈴木 二郎
- 全郡全村全区代理者 鈴木 半吉

契約書

君津郡龜山村笹鎮座郷社山神社例祭神楽奉納ニ付キ左

記ノ件契約ス

一、郷社山神社例祭ニ付全郡松丘村ヨリハ第一区ヨリ第  
六区マデ順次交替ヲ以テ全村ヲ代表シ毎年神楽奉納ス  
ルコトヲ約ス

二、前條ニ付神楽打込ハ着順タルベシ

三、神楽奉納順ハ 一、宮元笹組ヨリ始メ 二、龜山村

第四区 三、全村第三区 四、松丘村代表神楽 五、

龜山村蔵玉組 六、全村第一区ニ於テ終ル

右件ハ龜山松丘両村神楽組協議ノ上契約スルモノニ

シテ以后互ニ異論無之為則本書三通ヲ製シ神樂組代表  
シ宮元区长連署捺印ノ上 各一通宛領収シ置候也

明治三十三年八月十一日

君津郡龜山村笹区长 鈴木定次郎

全村蔵玉区长代理 鎌田辰之助

全郡松丘村平山区長 潤米安太郎

神樂宮購求ノ概要記録

(宮ハ現在アルモノ)

明治二十八年八月十六日祭礼千秋楽ノ際 区民及青年  
団挙テ 従来使用ノ神樂宮破損ニ付 新調ノ議起ル 忽  
議成ル 然ルニ市原郡里見村柿木台及本郡馬来田村真里  
谷ノ兩所ニ 相当品売物ノ聞ヘアリ 直ニ実現トシ 二  
三人青年及区民ヲシテ探見セラル 八月二十三日出発  
翌二十四日帰郷 同月二十六日総会ヲ起シ購求資金トシ  
テ金五十円支出ノ議ヲ現区长鈴木万造ニ請イタリ

八月二十三日出発五人 宮野寅吉 鈴木文二 鶴田角  
造 鈴木定治郎デアル 区长ヨリ直チニ決定回答アリ

其ノ後馬来田及ビ市原郡ヘ数回ノ往復アリシモ 馬来  
田ハ謝絶ノ回答アリ 区民及ビ青年団一意柿木台ノ神樂  
宮ヲ購求スルニ専念ナリ 十月十九日愈売買談決定ノ為

メ 宮野寅吉 宮野金之助 鈴木文二 宮野佐太郎ノ四  
氏出発同地ニ行キ花沢源次氏ニ紹介ヲ求メ宿泊シ三泊ナ  
ラントス 十月二十一日漸ク該議終了売買ノ約成立 同  
夜宮野寅吉 宮野金之助ノ両氏ハ 外二名ヲ残シ区内ヘ  
報告及ビ買受準備ノ為メ帰村セラル 時ニ翌朝午前三時  
ナリ 区长及ビ青年団役員ニ報告セリ 直チニ急便ヲ馳  
セ区民ニ告グ 区民皆其ノ成立ヲ喜ビ忽チ集合ス

買代金七十五円ヲ持參シ両氏ヲ先導トシ 区民一同受  
領方出発 十月二十二日午後目的地ニ着議決終了ノ手続  
ヲ成シ 現物受領シ市原郡ヲ出発最早黄昏ノ頃トナリシ  
モ蹶然帰郷ノ途ニ上ル 同日午後十二時過ギニ漸クノ事  
ニ到着セリ 直チニ区长ニ渡シ皆其ノ成功ナルヲ祝シ  
盃ヲ傾ケ解散ヲナセルハ東雲ノ頃ナリキ 右売買済ニ付  
キ総費額金百円ナンナントス 区长之ガ支出ノ方法ヲ講  
ゼラル 共有物件ヲ競売ニ付スルコトヲ決ス 十一月三  
日神樂披露ノ宴ヲ山神社内ニ開キ 神樂組合ヲ招待シ盛  
宴ヲ張ル 繼テ十一月十六日 生立木売買ノ約ヲ結了ス  
愈十一月下旬総費額決算ヲ成シ 金百十有余円ヲ費シ漸  
ク結了セリ

共有物売渡証

印紙

神樂宮志箇

但シ神樂及長持共此売渡代

金七

拾五円也

右売買契約相整ヒ物品引換ノ上代金正ニ受取確實也  
依之売渡証如件

明治二十八年十月二十二日

市原郡里見村柿木台

区长代兼組合惣代人 久保田彦四郎

売渡人 小沢 岩吉

同 花沢 佐平

同 久保田熊次郎

同 花沢 源治

望陀郡亀山村笹区长 鈴木万造殿

祭典ニ関スル覚書

一、大原神社祭典入社争ノ件

明治四十五年八月十五日大原神社例祭ニ於テ 神楽

打込入社ノ際ノ山滝野、坂畑、笹ノ入社ノ順争ヲナシ

旗幟ヲ破ラレ(マトヒ) 以来組合祭ハ絶交トナル

当区ハ単独ニテ川俣、豊田聯合シ祭典ヲ執行セリ

一、従来八月十一日執行ノ祭典ヲ明治四十二年ヨリ八月

一日ト改メ神輿渡御ヲナス

一、大正九年七月二十六日ヨリ組合祭典復活ノ交渉ヲ久

留里分署加藤署長 亀山駐在麻生巡查 松丘矢島村長

亀山村長 笈川林兵衛 笹区长 鈴木豊吉 笹青年団長 宮

野茂左衛門ト数回交渉ヲカサネ 種々ナル條件モ有之  
シガ総テ従前通りトシテ明年度ヨリ実行シ 本年ハ各  
代表ノ参拜トスル 同月二十九日山口屋ニテ両村神楽  
組合各世話人聯合ノ總會ヲ開キ解決シタリ

一、前年ノ交渉ニ基キ大正十年八月十一日ト祭典日ヲ改  
メ 十四年ブリニテ神楽組合ニ参加シ従前通りトナル  
一、神楽担ギ当番ハ大正十三年度ヨリ一番組第一部ニテ  
当番トナル 以後毎年各部ニテ勤ムルコトナル 本年  
ハ区ヨリ金十五円出金セラレ部ニテ三十五各戸ヨリ  
支出シテ金二十円ヲ以テ四人ヲ雇入レタリ

### 閑居様 (五輪の塔)

閑居様と言う坊さん(円詮大和尚)素顔や生い立ちや  
住職の事績を伝える史料は今の処 全くなくしたが  
地元民の口伝によると閑居様は君津市大坂、真言宗  
智山派の名寺岩田寺の住職で晩年同市豊田にあつた末寺  
円蔵寺に隠居、そしてさらに単身笹地区の奥地に庵を建  
てて此処で修行と死者の霊をともらうため読経三まいの  
余生を送つたところから地元民は閑居様と呼んであがめ  
たようだ。名僧の誉れが高かつたらしく今尚其の遺徳を  
しのんでか墓前には香煙が絶えない。



墓地の所在地笹字小平ヶ台（千葉鴨川線奥道）から山道づたいに約二〇〇米入った台地、墓の高さ約二、五米形礎石の上、五つの石を重ねた五輪の塔 石質奥洲白川産小松石 真ん中の石の表面に伝燈大阿闍梨法印円詮大和尚位、宝歴二年（西暦一七五二）十月十五日（今より二三〇年前）ときざみこまれてあり、閑居様の没年と推測されている。

一説によると閑居中自ら食を断ち入寂の日まで予告しそれまでに朱を集めてほしいと地元民に頼んだのは出水で地元大きな災害をもたらした小櫃川の怒りをしげめようと、身を犠牲にしたのだと言われているが、然しこれも単なる地元民の想像でしかないようだ。

閑居様が入寂のさい自分のからだを朱づめさせ然も一〇〇年后に堀り出せとなせ遺言したか、それは今のところ全くなぞに包まれている。

伝説が本当なら閑居様の遺体もミイラになっているはずだ。又副葬品でも出れば史料の重要な手がかりが得られるだろうと発掘に期待をかけている。

笹のかんきよ様 上総町の民話―昭和四五・九・一

上総町教育委員会編から  
昔亀山郷笹村に、かんきよ様と言う高僧がおられ

た。かんきよさまにかかわる伝説は多く語り伝えられておるが、その一つにかんきよ様は付近の子供達に読み書きや人の道を教えておったとの事でした。

季節のかわり目には子供達の親がお札に物品を贈っておったが、ある家でも家で作った豆腐を贈る事になって、親がかんきよ様の所へ二丁届けるように嫁さんに言って山仕事に出かけた。嫁さんは二丁がおしくなり一丁だけ持って、かんきよ様の所へ届けに行つたところが、かんきよ様が「せっかくだがこの豆腐は食べられないから家へ帰って切つて御覽」と言われ持ち帰って二ツに切つたら豆腐の中から血がニジンで来たので、ビックリして自分の悪い気持ちのおそろしさに気付き、後に気のやさしいお主婦さんになつたとの事です。またかんきよ様は御自分の死期も知っておられて弟子達に「自分は何月何日に死ぬからそれに間に合うよう用意をしてくれ」と言われたので弟子達はおどろいていろいろ相談して「とてもおっしゃる月日には間に合いません」と言つたら、しばらく考えておられたがやがてそれではお願いして日のべをして頂こうと言われ、では次の期日は、何日と言われたが、言われた日に亡くなられたとの事です。なお最後の時に自分の死後六〇年を経えたら堀り出してくれと言いのこされたとの事

ですが、余りの高僧なので、おそろしかったり、も  
 ったいなかったりで、ただ一人手を付ける人もなく  
 現在もそのままでかんきよ様のお墓として地元の人  
 々からうやまわれておる。

## 奥州参り

最近はずの間に山水画や書の掛軸が多いが、前にはど  
 この家へ行って月山・羽黒山・湯殿山の掛軸があった。  
 伊勢の皇太神宮、四国の金比羅様、氏神様とならんで信  
 仰の中心であったと思われる。

交通不便な時代に奥州まで行くことはたいへんだった  
 ろう。どうしても行けない人は、代参(かわりに行って  
 もらう)もあつたようだ。次に明治中頃の旅日記ともい  
 える記録を紹介してみたい。

### 表紙

明治二十四年七月二十日ヨリ

### 奥州参詣諸費簿

亀山村

相川 佐代吉

鶴田 長吉

### 本文

○七月二十日 出立 木更津中□ヨリ 同所東京間汽船ニ  
 乗り込ミ 東京□巖島ニ止リ是ヨリ上野下谷区富士屋泊  
 リ(全)二十一日出立 全所汽車ニ乗り込ミ 福島県岩代  
 国安達郡二本松ヲ通り全郡松川村扇屋泊リ 全二十二日  
 同所出立 福島県信夫郡福島町休息 是ヨリ同県伊達郡  
 桑折官原志茂方中飯 同郡小坂峠ヲ越シ 宮城県陸前国  
 刈田郡□□大字関 高橋権蔵方泊リノコレヨリ陸前国堺  
 峠休息シ 是ヨリ羽前国南村山郡本庄村大字赤山宮城屋  
 庄吉方中飯 是ヨリ二十町バカリ出馬車ニ乗リ 山形県  
 余日市後藤又之助方へ泊リ 是ヨリ植岡村三三七七番地  
 伊勢屋九郎兵衛方中飯 是ヨリ大石田阿部市五郎方へ泊  
 リ二十五日朝当所ヨリ清川迄船ニノリ込ミ午後第三時着  
 是ヨリ羽前国東□行郡午向村芳賀方へ行キ泊ル 二十六  
 日午前 三蔵坊休息 午後第一時ヨリ羽黒山参詣本社境  
 内諸社参拝シソレヨリ羽黒山本坊へ下リ御本坊花岡安記  
 方へ参リ夕飯ニ際シ御神酒ヲイタダキ飯相済マセ休ム  
 翌二十七日第二時本坊社守御祈禱始メ一同拝礼 終テ御

神酒 夜食トシテ砂糖餅 卵外種々膳物 三時ニ休ミ五時同所発 午後第一時月山神社参拝致シソレヨリ国幣神社湯殿山参拝 是ヨリ羽前国西村山郡志□村清水屋へ泊リ同二十八日同所出立 同郡海□登佐屋デ中飯 是ヨリ山形市へ 午後七時同市越後屋へ泊リ同二十九日同所出立 上ノ山マデ参リ温泉場ニ立寄り 中川橋本屋中飯 是ヨリ山形県米沢市へ午後五時四十五分着同所泊リ同三十日同所出立 是ヨリ標越新道ヲ通り福島県信夫郡中乃村デ中飯 是ヨリ福島鉄道停車場前河内屋泊リ 同三十一日午前四時同所出立鉄道ニ乗り込ミ午前十時宇都宮着 十二時十分日光着 午後十一時東京上野停車場着 上野藤屋泊リ

目出度始

七月二十日

- 一金三円也 鶴田勘兵衛
- 一金三円也 宮野平兵衛
- 一金三円也 宮野五郎兵衛
- 一金三円也 野村 治平
- 一金三円也 座間熊次郎
- 一金三円也 座間安五郎
- 一金三円也 相川佐代吉
- 一金三円也 鶴田 長吉

計二十四円也

払出日誌

七月二十日

- 八 芟 三本松茶代
- 八十 芟 高倉酒代
- 三十 芟 木更津デ
- 二円七十二 芟 木更津東
- 京船賃(一人当り三十四 芟)

三十二 芟 人力賃上野

マデ

七月二十一日

- 一円四十四 芟 東京上野
- 富士屋払ヒ
- 二十一 芟 酒代
- 十二円十六 芟 二本松マ
- デノ汽車賃(一人一円五十二 芟)

七月二十二日

- 一 芟 五厘 半紙
- 八 芟 茶代
- 四十 芟 汽車ニテ中飯
- 八 芟 あんぱん
- 二 芟 松川ニテ白砂糖
- 一 円 松川村扇屋
- 六 芟 肴代
- 十 芟 酒代
- 二 芟 四厘 茶代
- 十八 芟 福島車屋茶

代

六十 芟

五 芟

七月二十三日

- 支払計二十円六十二 芟
- 一円四 芟 高橋権蔵方
- 八 芟 酒代
- 五 芟 茶代
- 二 芟 国堺峠茶代
- 四十 芟 南村山郡本
- 十 芟 庄宮城屋中飯
- 五 芟 酒代
- 二 芟 茶代
- 一 芟 上ノ山茶代

七月二十四日

- 一 芟 四 山形市後藤
- 又之助方払ヒ
- 十 芟 山形市酒代
- 五十六 芟 羽前橋岡伊
- 勢屋中飯
- 五 芟 茶代
- 十 芟 酒代

二 芟 白砂糖

七月二十五日

一四二八芟 ベントウ

付大石田阿部市五郎

宅払ヒ

九十五芟 大石田ヨリ

清川マデ船賃

十二芟五厘 酒代

五 芟 茶代

四 芟 乗船中ノ茶

代

一芟六厘 清川茶代

小計六四八芟一厘

七月二十六日

一金二四宛集金 計十六

円

五 芟 札料不足分

三 円 三蔵坊口入

四円八十芟 本坊口入

御本坊花岡安記方デタ

七月二十七日

一 芟 羽黒山出立

萱山茶代

十四芟四厘 中飯

十七芟 月山様社務所

納メ

十八芟 湯殿山社務所

納メ

八十芟 案内人へ相渡

七月二十八日

一円三十六芟 志口村清

水屋払ヒ 外二芟茶

代

四十八芟 海味 中食

登佐屋太右エ門

十 芟 酒代

八 芟 草鞋代

八 芟 三蔵坊酒代

二十二芟 酒茶代 山

祝

白岩通越シ臥龍桂

六 芟 右同所ニテ

茶代

十五芟 橋 銭

二 芟 黒砂糖

七月二十九日

一四四芟 山形市越後

屋払ヒ

五 芟 茶代

十九芟 中川橋橋本

屋

七月三十日

一四四芟 山形県米沢

泊り支払ヒ

九 芟 酒代

四十芟 中飯

二 芟 茶代

二 芟 標越新道穴

三 芟 同所明松代

(たいまつ代のこと

か)

七月三十日夜 福島県信夫

郡福島町河内屋泊り

二四ツツ集金計十六

円也

七月三十一日

一四十二芟 河内屋払ヒ

十 芟 酒代

十 円 福島日光汽

車賃

四 芟 下駄代

六十二芟 日光中飯酒

代

三 芟 茶代

五十六芟 東照宮拝観

料

七四二十八芟 日光ヨリ

上野追鉄道賃

八月一日

徴収金

一 円 野村 治平

一 円 鶴田 勘兵衛

一 円 宮野 平兵衛

一 円 相川 佐代吉

一四四四芟 上野藤屋

払ヒ

十四芟 酒代

五 芟 茶代

二四七十二芟 東京木更

津船賃

